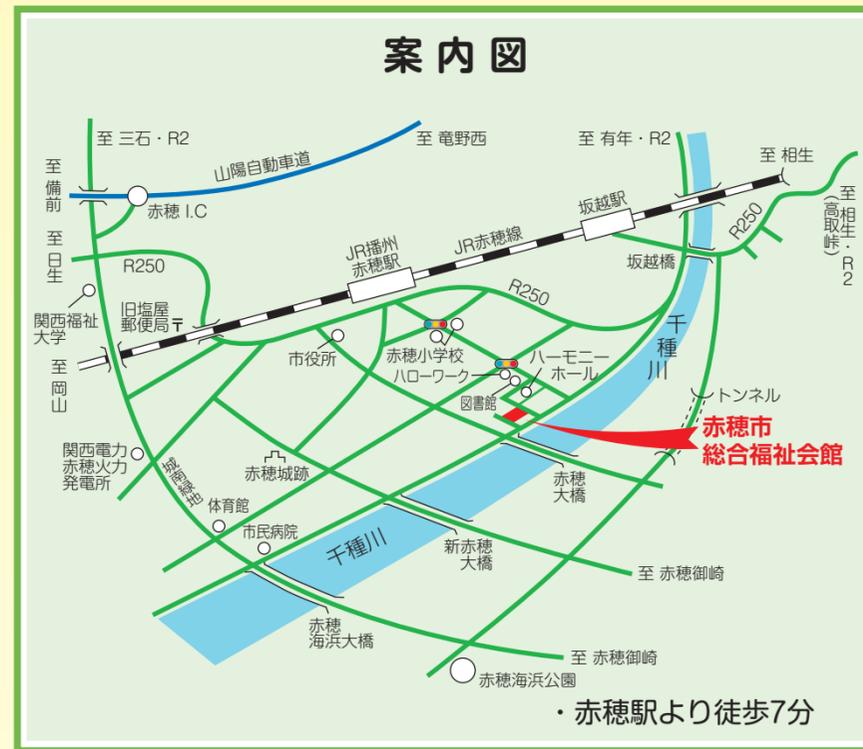


社協のしおり

支えあい 助けあう ころつながら やさしいまち あこう



社会福祉法人 赤穂市社会福祉協議会

〒678-0232 赤穂市中広 267 (赤穂市総合福祉会館内)
TEL 0791-42-1397 (代表) FAX 0791-45-2444
メールアドレス ako-shakyo@ako-shakyo.jp
ホームページ <http://ako-shakyo.jp/>

※この冊子は、皆さまからいただいた赤い羽根共同募金の配分金で作成されています。 発行日2021年3月



社会福祉法人
赤穂市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは



社会福祉協議会（社協と略す）は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進役」として位置づけられ、全国・都道府県・市町村に設置されている社会福祉法人です。

誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりのために「地域にはどんな課題があるか」「その課題を解決するにはどうしたらよいか」を考えながら、地域の皆さんと活動を進めている民間団体です。



赤穂市社会福祉協議会の行う事業は、市民の皆さんや企業からいただいた賛助会費、善意銀行に寄せられた預託金、共同募金の配分金、歳末たすけあい募金の配分金、新生活運動の一環として実施している貸衣裳事業の収益金、赤穂市や兵庫県社会福祉協議会からの補助金、委託金などで賄われています。

また、介護保険事業・障がい者総合支援事業については、介護報酬等収入、利用料収入で賄われています。



赤穂市中広267番地

赤穂市総合福祉会館内

TEL 0791-42-1397 FAX 0791-45-2444

メールアドレス ako-shakyo@ako-shakyo.jp

ホームページ <http://ako-shakyo.jp/>

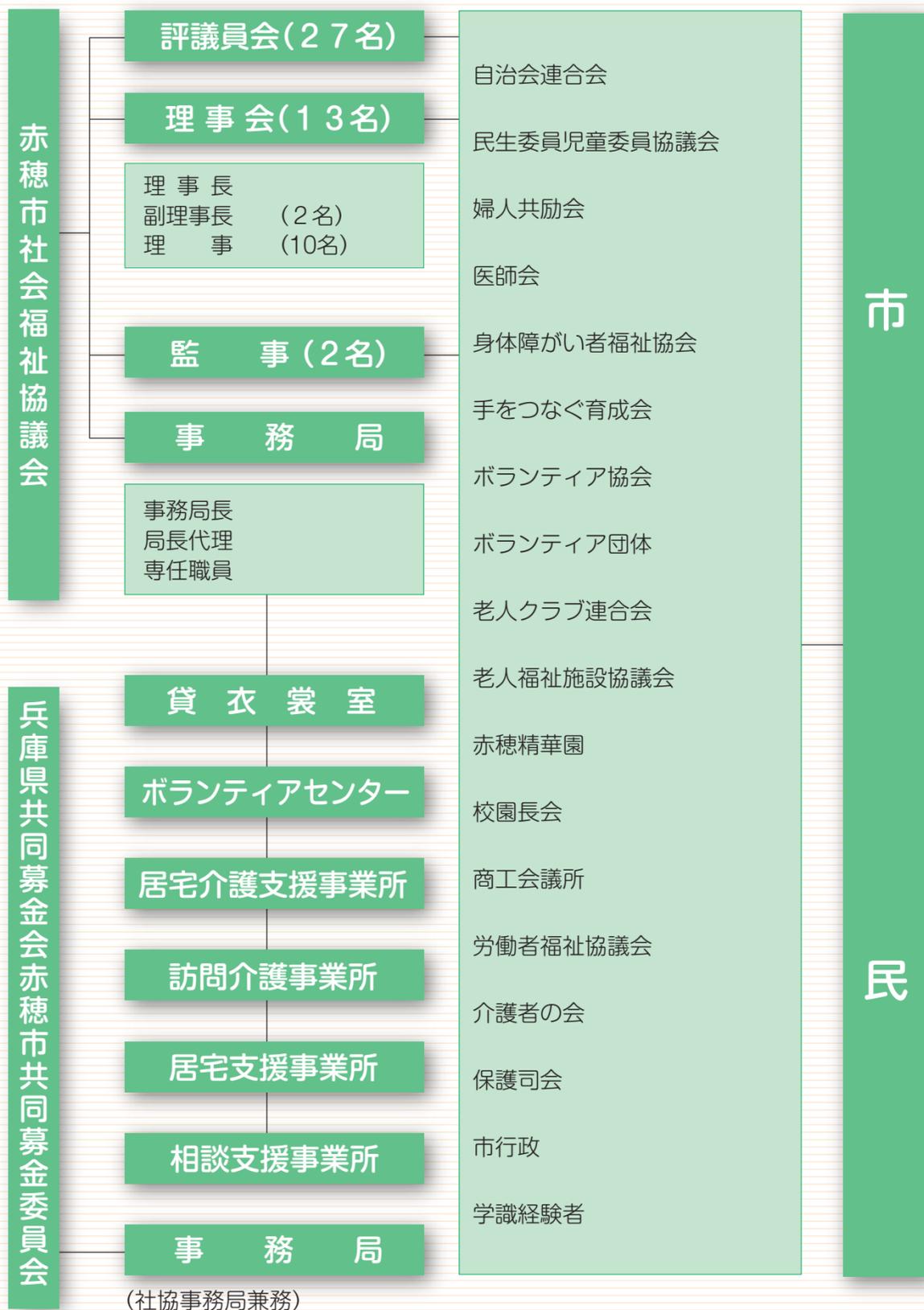
『赤穂市社会福祉協議会』で検索できます。



目次

I 社会福祉協議会とは	1 ページ
II 社会福祉協議会の組織	2 ページ
III 事業のあらまし	
1. 企画広報活動	3 ページ
2. 地域福祉活動	4 ページ
3. 在宅福祉活動	7 ページ
4. 児童福祉活動	8 ページ
5. 老人福祉活動	9 ページ
6. 心身障がい者（児）福祉活動	10 ページ
7. 福祉を高める活動	10 ページ
8. 福祉サービス利用援助事業	11 ページ
9. ボランティアセンター活動	12 ページ
10. 心配ごと相談所	13 ページ
11. 善意銀行	13 ページ
12. 貸衣裳事業	14 ページ
13. 介護保険事業	15 ページ
14. 障がい者総合支援事業	16 ページ
15. 共同募金	17 ページ

赤穂市社会福祉協議会の組織



事業のあらまし

企画広報活動

広報の発行

「あこう社協だより」を毎月1回発行し、地域活動の報告や最新の福祉情報等、社協独自の情報を多く掲載し、市民の皆さんへ発信します。



ホームページ・SNS

インターネットを通して社協の活動や行事など幅広く市民の皆さんにご案内します。

<http://ako-shakyo.jp/>

『赤穂市社会福祉協議会』で検索できます。

また、フェイスブックにおいても情報発信をしています。



視覚障がい者に声と点字の広報

朗読ボランティアグループ「来夢」(CD)、点訳ボランティアグループ「赤穂点灯会」(点字)の協力により、市広報・回覧、新聞等を視覚障がい者の希望者にお届けします。

福祉図書コーナー

福祉会館1階ロビーに「福祉図書コーナー」を設け、市民の皆さんに利用していただくために、福祉図書、新聞等をそろえています。



福祉のつどい

「善意の日」(6月1日)を記念して「福祉のつどい」を開催し、多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった人や、ボランティア活動等に貢献された人を「ふくしの人」として、また市の「つつじ賞」「さくら賞」の表彰、記念講演会を実施し、「善意の心」の普及啓発をします。

市民福祉講座

福祉について理解を深めるため、「一人ひとりが輝いて生きる」をテーマにそれぞれ著名な講師を招き、3回シリーズで講座を開催します。



ともに考える市民のつどい

「障がい者週間」（12月3日～12月9日）の記念行事として、市民の皆さんが障がい者問題を身近なものと考え、家庭や地域の中で「ともに生きる」社会の実現を目的として開催します。

地域福祉活動

ふれあい・いきいきサロン事業

高齢の方や障がいをお持ちの方をはじめ、小さな子どもがいるご家庭等、地域のさまざまな人たちが歩いて通える集会所等に集い、レクリエーションや“おしゃべり”などを楽しみながら、友達・仲間の輪を広げていく「ふれあい・いきいきサロン」を、地域住民が自主的に運営する活動を支援します。



三世代交流もちつき大会

各地区まちづくり連絡（推進）協議会を中心に、ひとり暮らし老人や高齢者世帯とともに、三世代交流の中で歳末たすけあい事業のもちつき大会を実施します。

参加できないひとり暮らし老人等には、おもちを持って自宅を訪問します。



三世代交流事業助成

高齢者と子ども、親など三世代の交流事業を推進するため、団体が自主・自発的に行う交流事業を助成します。

ほのぼの福祉事業

「身近な福祉活動」をテーマにした福祉作文を募集し、作文を通して福祉に対する理解や認識の啓発につとめます。



介護者支援事業

「赤穂市介護者の会」の支援を通じて、要介護者を介護しているご家族の方などに、福祉の知識や理解を深めてもらうとともに、介護を経験している方同士が情報交換・リフレッシュすることができるような事業を開催します。

毎月第2土曜日には、介護者と患者と一緒に参加できるミニ宅老を開催します。

ひきこもり支援事業

ひきこもり当事者やその家族による当事者組織の結成、居場所「みんなのいえ」の運営やボランティアの養成など、関係機関と連携しながら、ひきこもり当事者とその家族に寄り添います。

当事者組織支援事業

若年性認知症や男性介護者など、市内にない当事者組織の立ち上げについて検討、支援します。

介護特別食事業

毎週月曜日・木曜日の昼食時に、在宅介護の負担軽減を目的として、「介護特別食ボランティア スマイル」の協力のもと、介護特別食の調理・配食を実施します。（刻み食・おかゆ等の形状に対応。）

小地域福祉活動推進事業

小地域（単位自治会）を単位とした福祉コミュニティづくりの担い手のための学習の機会を提供し、活動を援助するとともに、小地域福祉活動を推進するリーダーを養成します。

また地域住民の自発的な福祉活動のため、地区を指定し助成することによって、小地域での一人ひとりの助けあい活動を促進して、地域福祉・福祉教育を推進します。

- ・小地域福祉活動リーダー研修会・小地域福祉活動実践講座
- ・小地域福祉研修会（座談会）など



パートナーサービスモデル事業

「安心して住み慣れた地域で楽しく暮らしていける」を目的に、気軽に「助けて」が言えて「私でよかったら」と地域で相互に助けあえるパートナーサービスのシステムを作ることを目的とします。

モデル地域は、単位自治会です。研修会・座談会・マップ作り等の学習活動と助けあい活動の2本立ての活動を推進します。

生活支援サポーター養成事業

日常のちょっとした困りごとの手伝いを行う、身近なボランティア（サポーター）を養成します。



地域の困りごと応援隊

ちょっとした困りごとを抱える支援の必要な人に対して、生活支援サポーターを派遣し支援を行うことで、地域のたすけあい活動の推進を図ります。

福祉協力校の育成

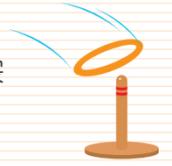
小学校、中学校、高等学校の児童生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会活動、社会連帯の精神を養うとともに、児童生徒を通して家庭および地域社会への啓発を行い、青少年を中心に広く市民のボランティア活動への参加を促進することを目的とし、市内の小中高校を福祉協力校として育成支援します。



レクリエーション用品等貸出事業

地域や近隣におけるふれあいや交流事業を行うグループ・団体に用品を無料で貸し出すことで、活動の活性化を図り、住民間交流を促進します。

貸出用品：輪投げ、巨大オセロ、思い出カルタ、サンタクロース衣装
お好み焼き器、たこ焼き器 等



在宅福祉活動

給食サービス

ひとり暮らし老人、高齢者世帯を対象に、在宅福祉サービスの一環として、各地区において、ひとり暮らし老人・高齢者世帯に地域福祉推進連絡会等の協力による手作りのお弁当を定期的に配食します。

※実施日、年間の実施回数は地区によって異なります。



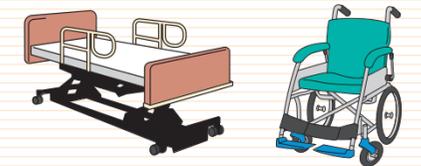
友愛訪問

ひとり暮らし老人、高齢者世帯、ねたきり老人、認知症老人を対象に、まちづくり連絡（推進）協議会や民生委員、地域福祉推進委員の皆さんが、自宅を訪問し交流することで、安否確認や孤独感の解消を図ります。

福祉用具貸与

身体の不自由な人、高齢者、病弱者など、日常生活に支障のある方に福祉機器（車いす、電動ベッド、シャワーチェア、ポータブルトイレ等）を無料で貸し出します。

電動ベッドは消耗品（ベッドパット、シーツ、マットレス）の準備が必要になります。



移送サービス

日常生活において、常時車いすを必要とする在宅の障がい者や要介護高齢者を対象とし、ボランティアグループ「てんとうむし」の協力を得て、リフト付きワゴン車を使用し、通院等外出介助のお手伝いをします。

（戸口から戸口の送迎です。）



買物支援モデル事業

モデル地区を指定し、食料品や生活用品等の買物が困難な高齢者に対し、生活必需品の購入の機会を確保し、地域の人とのふれあいや外出機会の創出を図ります。

児童福祉活動

児童福祉施設訪問

「こどもの日」を記念して、保育所など児童福祉施設等の子どもにおもちゃをプレゼントします。



ひとり親家庭サポート事業

ひとり親家庭等で給食を希望する方に、ボランティアの手作り料理を、ボランティアによって配食します。家事の軽減を図り、心と身体をリフレッシュする時間や家族団らんの時間をより多く持てるように支援するとともに、地域社会とのつながりを深めることを目的に実施します。

ひとり親家庭ランドセル購入助成事業

小学校に入学する子どもがおり、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭を対象に、ランドセルを購入する費用の一部（上限 20,000 円）を助成します。



ひとり親家庭中学生学生服・体操服購入助成事業

中学校に入学する子どもがおり、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭を対象に、学生服と体操服を購入する費用の一部（上限 15,000 円）を助成します。

おもちゃライブラリー

おもちゃ遊びを通じて自主性、創造性を高め、子ども同士や親子、ボランティアとふれあう場を提供します。また、おもちゃの貸し出しなど子どもの健全育成を目的に実施します。

第2木曜日 午前10時～12時
第3土曜日 午前10時～12時



おもちゃ病院

子どもたちに物を大切にする心を育ててもらいたいという思いを込めて、おもちゃの診察、修理をします。

第2木曜日 午前10時～11時

第3土曜日 午前10時～11時

※修理が完了したおもちゃから随時返却します。

学生服等リユース事業

各家庭において子どもの成長や卒業等で不用となった、市内小・中・高校指定の制服・体操服の寄付を受け付けます。それらを年数回開催する『制服お渡し会』のほか、随時必要とする世帯に譲渡し、子育て世帯の家計負担の軽減ならびに再利用の推進を図ります。



老人福祉活動

敬老事業

最高齢者・最高齢者夫婦・満100歳になられた方を訪問し、祝金を贈呈します。また満84歳の方に、^{はしじゆ}橋寿のお祝いとして記念写真を贈呈します。



介護支援ボランティアポイント制度事業

65歳以上の方が介護保険施設などでボランティア活動を行うことで、自身の健康推進と介護予防を図るとともに、地域や人とのつながりを深めることを支援します。ボランティア活動実績ポイントに応じて、申し出によりポイントを換金した交付金（上限 5,000 円）が交付されます。



心身障がい者(児)福祉活動

在宅重度心身障がい者(児)激励事業

外出の機会が少ない在宅重度心身障がい者(児)とその家族(介護者)がレクリエーションを通じて、ボランティアおよび障がい者の仲間との交流を深めることを目的として日帰りバス旅行を実施します。



福祉を高める活動

生活福祉資金の貸付(兵庫県社協事業)

兵庫県社会福祉協議会が実施する貸付制度で、低所得者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者世帯を対象として、民生委員の援助指導のもと低利の資金を貸付けることによって、世帯の経済的自立と安定した生活を図ることを目的とした貸付制度です。(相談窓口：社協又は地区担当民生委員)

友愛基金の貸付

低所得者を対象に、民生委員の適切な指導のもと、世帯の自立更生を目的とした生活つなぎ資金の貸付をします。

※無利子 (相談窓口：社協又は地区担当民生委員)



生活困窮者支援事業

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、生活に必要な食糧等を提供することにより、世帯の自立を促し、円滑な社会生活を送れるよう支援します。

災害見舞金

家屋が全焼、全壊または流失した世帯に対し、見舞金を支給します。

要保護・準要保護世帯等激励

生活保護・準要保護世帯の児童生徒へ、修学旅行のおこづかいや、お年玉として図書カードを支給します。



歳末たすけあい金支給

在宅重度障がい者(児)、ねたきり・認知症老人や児童・障がい者(児)施設入所者、老人福祉施設入所者、子どもホームステイ事業の里親へたすけあい金を支給します。また市内の児童・障がい者(児)福祉施設への教材費、更生保護女性会へ施設訪問活動費を支給します。



福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)

- ★在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者などが、地域で自立した生活を送れるよう支援します。
- ★相談・支援計画の作成までは無料ですが、サービス契約後は原則として利用料が発生します。
- ★契約後は、生活支援員が定期的にお手伝いを行います。
- ★サービスの内容
 - ①福祉サービスの利用に関する相談や助言
 - ②金融機関でのお金出し入れや公共料金、福祉サービス利用料の支払いなどの日常の金銭管理に関すること
 - ③郵便物の確認、手続きが必要な場合のお手伝い
 - ④紛失の恐れがある通帳や印鑑、公的書類などの預かり



ボランティアセンター活動

ボランティアセンター運営

★ボランティア活動およびボランティアグループの育成、各種行事へのボランティア派遣の調整、ボランティア養成のための各種養成講座の開催等、ボランティア活動の拠点として、ボランティアセンターを運営します。

★主なボランティア講座

- ・手話講座
- ・レクリエーションボランティア養成講座
- ・朗読講座（初級・中級）
- ・移送サービスボランティア実習講座
- ・点字講座（初級）
- ・サマーボランティアスクール
- ・要約筆記講座
- ・災害ボランティア養成講座 他



ボランティア保険の窓口

ボランティア活動中の事故に備えて、ボランティア災害共済の加入の受付をします。

- ・兵庫県ボランティア・市民活動災害共済（市民活動災害共済プラン・天災危険補償プラン）
- ・兵庫県ボランティア活動等行事用保険
- ・福祉サービス総合補償（全国社会福祉協議会）

災害ボランティアセンター

迅速で円滑な被災地支援活動を行うため、災害ボランティアの事前登録をはじめ、災害ボランティアセンター開設訓練（年1回）、災害ボランティア研修会等を実施します。

また防災士資格取得助成として、資格取得にかかる経費の一部（上限 11,000 円）を助成し、養成を支援します。



心配ごと相談所

悩みごとや、あらゆる生活上の心配ごとについて、相談員・カウンセラー・弁護士が適切な助言指導をします。

心配ごと相談	毎週水曜日午後1時～5時(第3水曜日を除く)
こころの(カウンセリング)相談	第1・4水曜日午後1時～5時(要予約)
弁護士法律相談	第3水曜日午後1時～5時(要予約)



善意銀行

皆さんの温かいご協力をお願いいたします！

社会福祉協議会・善意銀行では、社会のため、人のために尽くしたいという人々から寄せられた善意をお預かりし、地域福祉増進・ボランティア活動推進などのために、効果的な払出を行っています。

金銭口座…現金の寄付、香典やお祝いのお返し、お誕生日の記念御礼など
物品口座…タオル・雑巾など（新品をお願いします）



ぜんい君 こころちゃん

赤穂市善意銀行
マスコットキャラクター

貸衣裳事業

市民の皆さんの生活改善と合理化を目的に、婚礼衣裳等を貸し出します。その収益を社協の地域福祉事業の財源として活用し、市民に還元します。

【花嫁衣裳】

○打掛 ○ウエディングドレス ○振袖

【花婿衣裳】

○紋付 ○袴 ○タキシード

【参列者・成人式・入学・卒業式等】

○振袖 ○留袖 ○ゲストドレス ○訪問着 ○色無地

○モーニング ○略礼服 ○紋付 ○袴 ○小振袖

【子ども】

○子ども服（女兒ドレス・男児スーツ） ○宮参り祝着 ○七五三祝着

【儀式】

○喪服・略礼服など

※営業日

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

第1・3土曜日 午前9時～12時

[ただし、国民の祝日および12月29日～1月4日を除く]



介護保険事業

介護支援センター（居宅介護支援事業所）

介護や支援が必要な方が介護保険を利用する時には、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護計画（ケアプラン）を利用者本人と一緒に作成します。

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用者本人や家族の要望を聞き、心身の状態や生活環境を考慮し、その利用者が自立した生活を送れるようにするため、介護計画（ケアプラン）のアドバイスを行い、本人の自己決定による自立した生活を支援します。

※営業日 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

[ただし、国民の祝日および12月29日～1月3日を除く]

電話 0791-45-3073 FAX 0791-45-3131



訪問介護事業所

利用者本人の自己決定により作成された介護計画（ケアプラン）をもとに、事業所からホームヘルパーが居宅を訪問して、身体や家事などの身の回りの援助をします。

※身体介護・・・食事、入浴、排泄などの介護

※生活援助・・・調理、洗濯、掃除、買い物など

※営業日 日曜日～土曜日 午前7時～午後9時

[ただし、12月29日～1月3日を除く]

電話 0791-45-3073 FAX 0791-45-3131



障がい者総合支援事業

居宅介護・同行援護・移動支援事業所

障がい者の自己決定により作成された利用計画（ケアプラン）をもとに、契約によりサービスを提供します。

ホームヘルパーが居宅を訪問して、身体や家事などの身の回りの援助をします。
ガイドヘルパーもしくはホームヘルパーが社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等社会参加の外出の支援をします。

対象・・・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児

- ※身体介護・・・食事や入浴、排泄の介護など
- ※家事援助・・・調理、洗濯、掃除、買い物など
- ※同行援護・移動支援・・・外出支援

※営業日 日曜日～土曜日 午前7時～午後9時

[ただし、12月29日～1月3日を除く]

電話 0791-45-3073 FAX 0791-45-3131



相談支援事業所

障がい福祉サービスを利用するために、ご希望などをお聞きし、必要なサービスが提供されるようにサービス等利用計画を作成し、計画に沿ったサービスが提供されるように各事業所との連絡調整を行います。

※営業日 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

[ただし、国民の祝日および12月29日～1月3日を除く]

電話 0791-45-3073 FAX 0791-45-3131

共同募金



ありがとう赤い羽根共同募金



今、安心・安全に暮らせることが、住民にとって大きな課題となっています。

まさに地域福祉は、豊かで住みやすく、さらにきめ細やかな福祉サービスの充実と共に「人と人のつながり」たすけあい大切です。

たすけあいの精神に支えられた共同募金も、人の優しさを集めて70年余になります。

人々のたすけあい等、いつの時代も優しさは人を豊かにします。たすけあいの精神が、いつまでも共同募金運動に引き継がれていくことを願っています。

皆さんの温かいご協力をお願いします！

兵庫県共同募金会赤穂市共同募金委員会

電話 0791-42-1397 FAX 0791-45-2444

共同募金運動および歳末たすけあい運動

共同募金運動は、「国民たすけあいの精神」のもと、毎年10月に赤い羽根をシンボルマークに運動を展開し、寄せられた募金は、翌年に福祉施設や社会福祉協議会が行う地域福祉事業に活用されています。

歳末たすけあい運動は、明るいお正月が迎えられるようにと、毎年12月に募金活動を行っています。寄せられた募金は、その年に、障がい者（児）・寝たきり老人・認知症老人等の援護を必要とする方々や要保護・準要保護世帯の児童生徒へのお年玉として配布される一方、地域での住民参加型の福祉活動に広く配布され、地域住民の交流活動に活用されています。

<共同募金運動と社会福祉協議会の活動>

共同募金運動は、昭和22年に始まり、昭和26年には募金を有効に活用する団体として社会福祉協議会が設立され、平成12年の社会福祉法の改正によって、共同募金と社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図るという同一の目的によって関係が一層深まりました。

